

社会福祉法人 大田幸陽会
評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大田幸陽会定款（以下、「定款」という）第9条及び第23条の規定に基づき、役員に支給する報酬等の総額並びに評議員及び役員に支給する報酬等の基準について定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程による報酬等の支給対象とする評議員及び役員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款第5条に定める評議員
- (2) 定款第16条第2項に定める理事長
- (3) 同条第3項に定める専務理事及び常務理事
- (4) 同条第1項第1号に定める理事のうち、理事長及び専務理事並びに常務理事を除く理事
- (5) 同条第1項第2号に定める監事

(役員の報酬の総額)

第3条 定款第23条に定める役員に支給する各年度の報酬の総額は、理事に対しては12,000,000円以内、監事に対しては1,000,000円以内とする。

(評議員の報酬等の支給基準)

第4条 評議員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 評議員が職務のために東京都特別区を除く地域へ旅行をした場合には、旅費規程を準用して旅費を支給する。

(役員報酬等の支給基準)

第5条 理事及び監事には、勤務形態に応じて、次の各号により報酬等を現金支給する。

- (1) 理事長及び専務理事並びに常務理事が1か月9日以上勤務した場合の報酬の額は、別表第2に定める月額とする。
 - (2) 理事長及び専務理事並びに常務理事が1か月9日未満勤務した場合、並びに理事長及び専務理事並びに常務理事を除く理事に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。
 - (3) 監事に対する報酬の額は、別表第4の額とする。
- 2 常勤の理事長及び専務理事並びに常務理事に対しては、通勤手当を支給することができる。通勤手当を支給する場合における当該通勤手当の額は、法人職員の支給基準に準じる額とする。
 - 3 理事及び監事が職務のために東京都特別区を除く地域へ旅行をした場合には、旅費規程を準用して旅費を支給する。

- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、社会福祉法人大田幸陽会の常勤職員及び嘱託職員である理事については、理事としての報酬及び旅費を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(支出会計)

第7条 この規程による報酬等は、法人本部拠点区分から支出する。

(報酬の支給日)

第8条 第5条第1項第1号に定める月額報酬は、原則として職務従事月の翌月に支払うものとする。

- 2 第4条第1項並びに第5条第1項第2号及び第3号に定める報酬は、職務従事の都度支払うものとする。

ただし、1か月に2日以上職務に従事した場合は、当該理事又は監事の同意を得て、職務従事月の翌月に一括して支払うことができる。

- 3 第4条第2項及び第5条第2項に定める旅費並びに旅行日支払うべき報酬は、次の各号により支払うものとする。

(1) 1回の旅費が10,000円未満の場合は、原則として職務従事月の翌月に支払うものとする。

(2) 1回の旅費が10,000円以上の場合は、原則として旅行出発前に概算で支払い、旅行終了後清算するものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、旅行日に支払うべき報酬は、第1号又は第2号の旅費と同時に支払うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(旧規程「役員等の報酬に関する規程」は廃止する。)

この規程は、平成31年3月28日より施行する。

(平成31年3月28日評議員会決議：第6条加入)

この規程は、令和2年1月1日より施行する。

(令和元年11月7日評議員会決議：第1条、第2条、第3条、第5条、第8条、別表第2、別表第3)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

(令和5年6月28日定時評議員会決議：別表第4)

この規程は、令和7年11月6日より施行する。

(令和7年11月6日評議員会決議：別表第4)

この規程は、令和8年4月1日より施行する。

(令和8年3月26日評議員会決議：第3条、第5条第2項)

別表第1 (第4条第1項関係)

報 酬 額		
	5時間未満	5時間以上
①評議員会出席	10,000円	16,000円
②職務のための研修会の出席		
③法人主催行事への出席	5,000円	8,000円

別表第2 (第5条第1項第1号関係)

報 酬 額			
	理事長	専務理事	常務理事
月 額	380,000円	300,000円	280,000円

別表第3（第5条第1項第2号関係）

報酬額		
	理事長	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席 ②職務のための調査・研修 ③担当委員会への出席 ④監事監査・監査委員監査・指導検査・ 税務調査等の立会 ⑤法人を代表して他団体等の行事出席 ⑥法人主催行事に助言者・パネラー等として出席	20,000円	32,000円
⑦⑥以外で法人主催行事への出席	10,000円	16,000円
報酬額		
	専務理事	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席 ②職務のための調査・研修 ③担当委員会への出席 ④監事監査・監査委員監査・指導検査・ 税務調査等の立会 ⑤法人を代表して他団体等の行事出席 ⑥法人主催行事に助言者・パネラー等として出席	18,000円	29,000円
⑦⑥以外で法人主催行事への出席	9,000円	14,500円
報酬額		
	常務理事	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席 ②職務のための調査・研修 ③担当委員会への出席 ④監事監査・監査委員監査・指導検査・ 税務調査等の立会 ⑤法人を代表して他団体等の行事出席 ⑥法人主催行事に助言者・パネラー等として出席	16,000円	26,000円
⑦⑥以外で法人主催行事への出席	8,000円	13,000円

※別表第3 次ページに続く

別表第3（第5条第1項第2号関係） 続き

報 酬 額		
	理事長・専務理事・常務理事を除く 理事	
	5時間未満	5時間以上
①理事会・評議員会出席 ②職務のための調査・研修 ③担当委員会への出席 ④監事監査・監査委員監査・指導検査・ 税務調査等の立会 ⑤法人を代表して他団体等の行事出席 ⑥法人主催行事に助言者・パネラー等と して出席	10,000 円	16,000 円
⑦⑥以外で法人主催行事への出席	5,000 円	8,000 円

別表第4（第5条第1項第3号関係）

報 酬 額		
	5時間未満	5時間以上
	①監事監査・業務監査 ②理事会・評議員会出席 ③職務のための調査・研修 ④監査委員監査・指導検査・税務調査等 の立会 ⑤法人主催行事に助言者・パネラー等と して出席	10,000 円
⑥⑤以外で法人主催行事への出席	5,000 円	8,000 円